

令和8年度~10年度 とよなか起業・チャレンジセンター運営業務委託 募集要項

とよなか起業・チャレンジセンターは、豊中市と豊中商工会議所で構成するとよなか起業・チャレンジセンター運営協議会が運営する産業支援拠点です。ついては、新たなビジネスを興す起業家や、市内中小企業の新たなチャレンジを効果的に支援するため、とよなか起業・チャレンジセンターの運営、並びに施設を活用した事業を企画・実施する業務を委託することとし、下記のとおり実施事業者を募集します。

記

1. 目的

とよなか起業・チャレンジセンター事業は、豊中市新・産業振興ビジョンのもとに、新しい仕事づくり、創業・起業への支援、市内中小企業の支援を通じて、地域の産業振興を促進することをねらいとしています。

このため、豊中市の多様な中小企業が集積するまちという特性にも着目して、新たなビジネスを興す起業家や、市内中小企業の新たなチャレンジの支援を行うことを基本的な目的としています。

2. 募集対象業務

(1) 業務の概要

別添「とよなか起業・チャレンジセンター運営業務委託 仕様書」のとおり

(2) 委託期間

令和8年(2026年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日まで

※上記の契約期間は業務の実施状況が良好であると認められる場合

※各年度予算の議決が前提となります。

(3) 提案上限額

委託料の上限は、各年度 20,600,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

総額 61,800,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、応募書類等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとします。複数企業が共同提案する場合は、構成員である全ての企業が要件を満たすものとします。応募書類等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと

(2) 豊中市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと

(5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくは準ずる地位に就任し、又は実質的経

営に關与している法人等でないこと

(6) 労働関連法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと

(7) 国税及び地方税を滞納していないこと

4. 日程

(1) 募集要項等の公表	令和 7 年 (2025 年) 11 月 17 日 (月)
(2) 現場説明会	令和 7 年 (2025 年) 11 月 25 日 (火) 15 時から
(3) 質問事項の締切	令和 7 年 (2025 年) 12 月 1 日 (月) 正午
(4) 質問事項への回答	令和 7 年 (2025 年) 12 月 5 日 (金)
(5) 応募書類提出期限	令和 7 年 (2025 年) 12 月 22 日 (月) 正午 必着
(6) 書類審査結果通知	令和 8 年 (2026 年) 1 月 9 日 (金) [予定]
(7) プレゼンテーション審査	令和 8 年 (2026 年) 1 月 27 日 (火) 午後 [予定]
(8) 結果通知発送	令和 8 年 (2026 年) 1 月 30 日 (金) [予定]
(9) 委託契約の締結	令和 8 年 (2026 年) 3 月下旬頃

5. 現場説明会の開催

(1) 日時・場所

【公募内容の説明】

日時：令和 7 年 (2025 年) 11 月 25 日 (火) 15 時から 30 分程度

場所：庄内コラボセンター「ショコラ」(豊中市庄内幸町 4-29-1)

【施設見学】

日時：令和 7 年 (2025 年) 11 月 25 日 (火) 16 時から 30 分程度

場所：とよなか起業・チャレンジセンター (豊中市庄内東町 2-1-4)

※公募内容の説明終了後、施設見学希望者は 16 時に現地集合となります。

(2) 参加方法

電子メールに事業者名、参加者名、参加者数、施設見学希望の有無、連絡先を記載のうえ、令和 7 年 (2025 年) 11 月 25 日 (火) 12 時までに事務局へ申込みしてください。

※現場説明会にご参加いただかなくても、応募可能です。

6. 質問の受付

要項の内容に不明点がある場合は、事務局まで質問書 (任意) を電子メールで送付してください。

(1) 提出期限

令和 7 年 (2025 年) 12 月 1 日 (月) 正午

(2) 回答方法

質問に対する回答は、令和 7 年 (2025 年) 12 月 5 日 (金) までに市のホームページに掲示し、個別には回答しません。

7. 応募方法

(1) 提出書類の種類

No	応募書類の内容	様式について
①	参加表明書	様式 1
②	企画提案書 ※7 ページを参考に作成すること	任意様式
③	見積書（契約期間での総額）	様式 2
④	見積の内訳書 ※出来る限り細かく見積もり根拠を明示 （令和 8 年度から 10 年度までの各年度の年間額）	任意様式
⑤	団体の概要書（企業概要など）	任意様式
⑥	入札参加停止措置等状況調書	様式 3
⑦	関連する業務実績	任意様式
⑧	①から⑦を格納した電子媒体	CD-R か DVD-R

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 6 部 ※⑧は 1 部（CD-R または DVD-R）のみ提出してください。

(3) 提出期限

令和 7 年（2025 年）12 月 22 日（月）正午 必着

※提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とさせていただきます。

(4) 提出方法

持参、郵送、宅配便のいずれかとします。

(5) 提出先

とよなか起業・チャレンジセンター運営協議会事務局

（後記 1 1. 応募先、質問先及び問合せ先を参照）

※提出後の書類の返却には応じません。

7. 選定方法

(1) 審査方法

審査委員会を設置し、応募事業者が 5 者を超えた場合のみ事前に第一次審査（書類審査）を行い、採点順位により 4 者程度を二次審査（プレゼンテーション審査）の対象とします。

プレゼンテーション審査を行い、最高得点を得た提案者を優先交渉権者とします。審査の結果、順位が 1 位の提案者の得点が、全体配点の 50%未満の場合、優先交渉権者とせず、後日、提案公募のやり直しを行います。なお、審査結果は、審査委員会として最終合議のうね一本化して確定するものとします。また、審査委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) プレゼンテーション審査の概要

①日 時：令和 8 年（2026 年）1 月 27 日（火）午後〔予定〕

※時間・場所の詳細等は、提案者に別途連絡します。

②発表時間：30 分程度（1 提案者につき 10 分以内のプレゼンテーションのあと、審査会委員との 20 分程度質疑応答）

③資 料：原則として事前に提出いただいている提出書類に基づいた発表とします。

補足資料の追加は可能ですが、提案内容の変更は認めません。

④プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる担当者とします。

⑤その他：当日の出席者は1提案者あたり3名以内（プレゼンテーションを行うものを含む）とし、すべて提案者の雇用する従業員とします。

（3）審査基準

本募集要項の6ページをご確認ください。

（4）審査結果の通知

結果は令和8年（2026年）1月30日（発送予定）に文書にて通知します。

（5）審査結果の公表

審査結果の通知後、市のホームページにおいて下記の内容を公表します。

① 最優秀提案事業者の名称、採点結果の点数及び提案額

② 最優秀提案事業者の選定理由

③ 全提案事業者の名称

④ 全提案事業者の採点結果の点数

⑤ 審査委員の所属・氏名

※応募が2者であった場合は、次点者の採点結果の点数は公表しません。

※③と④の対応関係は明らかにしません。

8. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ・本案件期間中に、前記3. で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・応募書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・提案上限額を超える提案を行ったとき
- ・プレゼンテーション審査に欠席したとき
- ・一団体に複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

9. 契約について

契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、とよなか起業・チャレンジセンター運営協議会と詳細を協議するものとし、この際、改めてとよなか起業・チャレンジセンター運営協議会から提案内容の説明を求めることがあります。

また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがあります。選定された優先交渉権者との協議が成立せず契約の締結が困難な場合は、優先順位が次順位の者と協議を行い、成立した場合には当該事業者と契約の締結を行います。

10. 留意事項

- ①本申込に要する経費(提案書の作成、提出及び説明会に関する費用等)は、応募者の負担とします。
- ②提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には原則応じません。ただし、本市が認めた場合にはこの限りではありません。
- ③提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- ④提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受託後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとします。
- ⑤応募を取り下げの場合は、速やかにとよなか起業・チャレンジセンター運営協議会事務局まで文書で通知してください。また、取り下げによる不利益な取り扱いはしません。
- ⑥質問事項の締切以降、事業に係る質問は受け付けません。

11. 応募先、質問先及び問合せ先

とよなか起業・チャレンジセンター運営協議会事務局

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1 豊中市都市活力部産業振興課内

TEL 06-6858-2189 FAX 06-4865-2058

E-mail sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp

令和7年度 とよなか起業・チャレンジセンター運営業務委託 審査基準

審査項目	審査基準	配点
業務体制	「業務内容」での提案を遂行するだけの組織体制があり、実現可能な提案になっているか。	10
	従事するスタッフが、公的な立場からの創業支援の現場経験等を有しているか。	20
	スタッフの中に、インキュベーションマネージャーや中小企業診断士等の事業者支援に係る資格を有する者がいるか。	20
業務内容	市内事業者や入居者、創業希望者などへの支援策が提案されており、また、支援内容や経営状況等を記録・報告する方法が具体性かつ実現可能性のある内容となっているか。	30
	事業者間等との交流・連携契機の創出につながる支援策が提案されており、具体性かつ実現可能性のある内容となっているか。	30
	事業者の事業成長に向けた支援策が提案されており、具体性かつ実現可能性のある内容となっているか。	30
その他 提案	とよなか起業・チャレンジセンターの運営にあたって、仕様書に定めるもののほか有益な取組みが提案されており、具体性かつ実現可能性のある内容となっているか。	30
業務実績	官公庁等で類似業務の実績を有しているか。	10
費用	提案額は必要最小限に抑えられているか。	20
計		200

※公募開始日から過去3年以内に処分歴等がある場合は、内容に応じて減点します。

企画提案書作成要領

仕様書の内容を踏まえて順に記載し、特に以下の内容についてより具体的な提案を盛り込むこと。

なお、企画提案書の様式は任意としますが、見やすいデザイン・レイアウトとしてください。

番号	項目	内容
1	本業務への取組姿勢	本業務への取組姿勢を記載してください
2	業務体制	- 業務を実施するうえでの組織体制及び起業・経営相談の対応体制も含めた人員体制を記載してください - 業務責任者や主担当者などの資格や実績を記載してください - 事業全体のスケジュールを記載してください
3	業務内容	- 市内事業者や入居者、創業希望者などへの支援策を具体的に記載してください - 支援内容や経営状況等を記録・報告する方法を具体的に記載してください - 効果的な情報発信手法について具体的に記載してください - 事業者間等との交流・連携契機の創出につながる支援策を具体的に記載してください - 事業成長をめざす市内事業者への支援策を具体的に記載してください - 会員募集の方法を具体的に記載してください - とよなか創業ナビ※の事業遂行にあたり、特定創業支援等事業の実施体制を具体的に記載してください。
4	その他の提案事項	仕様書に定めるもののほか、必要と思われる業務提案や効果的な企画提案等があれば記載してください

(※) 豊中市、豊中商工会議所、日本政策金融公庫十三支店等が連携して実施している、創業・起業に向けた相談の受付、適切な関係支援機関の紹介など、総合的な創業支援の取組